



こう ちよう しつ 校長室だより

おおさかしりつかのじょうがくこう
大阪市立高殿小学校

06-6951-3344



りんじごう 臨時号です。現在、大阪府においては、感染力が強いデルタ株を中心に、感染者数が多い状況です。つきましては、「校長室だより(臨時号)」により、運動会の開催についてどのようにするか、基本的な方針を説明させていただきます。校長 梅原直人

10月より「保護者の参観」が教育委員会から許可された場合、

10月2日 土曜授業は、「運動会・団体演技の部」とします。

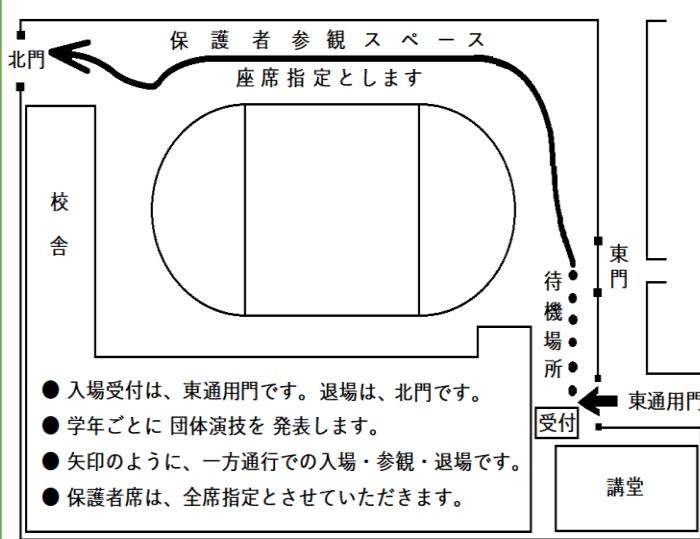
教育委員会は、感染症の拡大防止のために、**参観行事や運動会へ「保護者を招かないこと」と、学校へ通知**しており、今年度は、一度も参観行事が実施できる状態になっておりません。以下の内容は、10月より保護者の参観が許可されることを期待しての計画です。許可されない可能性も極めて高いことを、ご承知おきください。

- ① 9月29日(水)の午前中までに**教育委員会の許可が下りた場合**は、保護者の参観を実施します。
- ② 教育委員会からの通知が、9月29日(水)の午後以降にずれ込む場合は、保護者の参観をいたしません。
- ③ 参観は、感染症の拡大防止のため、保護者の入場を「最小限」とし、**児童1人あたり1名**とします。
- ④ 後日、参観の保護者に感染があった場合も想定して、**濃厚接触者の特定を可能とする指定席参観**とします。
- ⑤ 参観される保護者間の感染リスクを最小限にするため、**単学年での演技発表・参観**とします。
- ⑥ 座席の指定は、クラスの演技場所を考慮し、クラスごとで指定させていただきます。
- ⑦ 指定席の座席番号は、クラスごとに、お子様が抽選をして決定し、お子様を通じてお知らせいたします。
- ⑧ 保護者の来場は「東通用門から入り北門から出る」一方通行とし、参観する学年ごとに完全入替とします。
- ⑨ 駐輪場所で「密」の状態をつくらないため、**駐輪場はありません。徒歩でご来校ください。**
- ⑩ 10月2日(土)に「運動会・団体演技の部」を公開する場合、10月4日(月)に子どもたちだけで運動会(すべてのプログラム)を実施します。
- ⑪ 10月2日(土)が**雨天の場合**は、通常の土曜授業(午前中4限の学習)とします。
「運動会・団体演技の部」は、10月4日(月)に延期し、以下**雨天順延**とします。
10月5日(火)に、子どもたちだけで運動会の全てのプログラムを実施し、以下**雨天順延**とします。

◎ 保護者への公開の有無やプログラム等

詳しくは、9月29日(水)にお知らせします。

【会場のイメージ図です】



10月も、「保護者の参観」が 教育委員会から許可されない場合、

「運動会・団体演技の部」は、

残念ながら、実施することができません。



その場合、子どもたちだけで、運動会を実施します

10月1日以降も引き続き、感染の拡大防止のために、教育委員会が「保護者を学校へ招かないこと」と

通知をした場合、あるいは、教育委員会からの通知が、9月29日(水)の午後以降にずれ込む場合は、

10月2日(土)に 運動会(すべてのプログラム)を実施 します。

残念ながら学校は、「保護者をお招きすることができません」ので、子どもたちだけで運動会を実施します。

引き続き学校はこれまで以上に、感染防止に最大限の注意を払いながら、学校行事等の取り組みを進めます。

保護者が運動会を参観できない場合の、代替措置について

本校では、子どもたちの「学びのカリキュラム」に重きを置き、学校行事や実施方法について検討を重ねてまいりました。運動会についても、実施日の変更(先送り)ができるかどうかについても検討を行いました。

現時点では、大阪府において、感染力が強いデルタ株を中心にもん延し、また新たな変異株による発症も報告されています。子どもの罹患が増えるなど、昨年秋の感染状況とは、全く異なる事態となっています。

日程を先延ばしにして、延期した日程で保護者の参観ができない場合は、運動会そのものを中止とする判断を決めている学校園もあります。また先延ばしをすることで、子どもたちのモチベーションの低下や、運動会の練習時間が長期的に継続されること、感染状況によっては実際に運動会が実施できないことも想定されます。また、教科学習における授業時数の確保が困難になる、他の学校行事の実施に影響するなどの問題点も出てきます。

本校では、「子ども優先、授業優先」の考え方のもと、子どもたちの発達段階に応じた、運動会での学習の「めあて」が実現できるように、先延ばしせず、予定通りの日程で実施してまいります。

【現時点での、保護者参観の代替案と、実施する場合の検討課題】

- ◎ リモートでの「ライブ動画配信」は、通信ソフトの契約上の規制があり、実施できません。
- ◎ 後日、お子様と一緒に、ご家庭で「遠景による全体像の視聴」の実施にむけ、調整してまいります。
- ◎ 「遠景による全体像の視聴」では、個人の特定ができない映像となるように、配慮いたします。